平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人水資源機構)

(独立行政法人小員源	1及1件/										
契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにそ の所属する部局の名称及び所在 地	契約締結日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根 拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約に よらざるを 得ない場合 の根拠区分	備考
井上・八井田舟溜航路 維持工事 (茨城県行方市西蓮寺 地先他) 平成26年08月23日〜平 成26年10月31日 しゆんせつ工事	分任契約職 利根川下流総合管理所長 福井正泰 (茨城県稲敷市上之島)	平成26年10月31日	富士商事(有) (茨城県潮来市永山)	井上舟溜及び八井田舟溜の航路において、堆砂の進行が進み漁船通行に支障が生じ、航路を確保する必要があるため、過年度において、舟溜航路等の維持工事の受注実績があり霞ヶ浦における浚渫工事に精通していること、また、浚渫機械を自社で所有しており早急に工事に着工が可能であるため緊急に契約締結を行ったものである。。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	20,584,800	20,520,000	99.7%	_	井上舟溜及び八井田舟溜の航路において、堆砂の進行が進み漁船通行に支障が生じ、航路を確保する必要があるため、過年度において、舟溜航路等の維持工事の受注実績があり霞ヶ浦における浚渫工事に精通していること、また、浚渫機械を自社で所有しており早急に工事に着工が可能であるため緊急に契約締結を行ったものである。	13	
御嶽山噴火緊急対策 牧 尾ダム貯砂ダム堆積土 砂撤去工事 (長野県木曽郡木曽町 王滝村地内) 平成26年10月08日〜平 成26年12月25日 その他の工事	分任契約職 愛知用水総合 管理所長 石村 忍 (愛知県愛知郡東郷町)	平成26年10月28日	(有)家高建設 (長野県木曽郡王滝村)	御嶽山噴火に伴い、牧尾ダムに流入する河川に大量の火山灰等の噴出物が堆積しているが、降雨等の影響により、その堆積物が、貯水池に流入することが想定される。出水時における貯水池への流入軽減を図るため、貯水池上流端にある貯砂ダムの土砂堆積容量を確保するため、野水池上流端にある貯砂、急に契約をする必要があった。依頼先の選定に際して、(有)家高建設は、工事現場近傍に事務所を構え地域の状況にも精通し、機構発注の工事の受注実績者で対応可能な者は当該者のみであったことから緊急に随意契約を行うものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	19,666,800	19,440,000	98.8%	_	御嶽山噴火に伴い、牧尾ダムに流入する河川に大量の火山灰等の噴出物が堆積しているが、降雨等の影響により、その堆積物が、貯水池に流入することが想定される。出水時における貯水池への流入軽減を図るため、貯水池上流端にある貯砂ダムの土砂堆積容量を確保するた。依頼先の選定に契約をする必ずの高建設は、工事現場近傍に事務所を構え地域の状況にも精通し、機構発注の工事の受注実績もあり、また地域に精通した地元の業者で対応可能な者は当該者のみであったことから緊急に随意契約を行うものである。	13	
ダム堤体右岸ボーリング 調査 (岐阜県下呂市金山町 卯野原地内) 平成26年06月17日〜平 成27年01月30日 地質・土質調査	分任契約職 岩屋ダム管理 所長 笹 繁生 (岐阜県下呂市金山町卯野 原)	平成26年10月27日	応用地質(株) 東京支社 (埼玉県さいたま市北区 土呂町)	岩屋ダムにおけるダム河床集水堤Aの浸透量及び濁度が要因不明の上昇傾向を示し、ダム本体の安全性に関わる重大な事項であることから、原因特定のため、ダム堤体右岸ボーリング調査を実施する必要が生じたものである。応用地質(株)は国土交通省中国地方整備局や島根県のダムにおいて、地下水の透水経路を把握するための地下水連気探査及び水理地質構造解析を行った実績があり、本業務を可及的速やかに実施することが可能な業者である。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	46,537,200	46,537,200	100.0%	_	岩屋ダムにおけるダム河床集水堤Aの 浸透量及び濁度が要因不明の上昇傾向 を示し、ダム本体の安全性に関わる重大 な事項であることから、原因特定のた め、ダム堤体石岸ボーリング調査を実施 する必要が生じたものである。応用地 り、は国土交通省中国地方整備局や 島根県のダムにおいて、地下水の透水 経路を把握するための地下水連通試 験、食塩水トレーサーを用いた電気探査 及び水理地質構造解析を行った実績が あり、本業務を可及的速やかに実施する ことが可能な業者である。	13	

工業用水導水路取水口 撤去協議資料作成等業 務 (大阪府大阪市北区) 平成26年09月01日~平 成26年10月31日 設計業務	分任契約職 関西支社長 自 関茂治 (大阪府大阪市中央区)	平成26年10月3日	三井共同建設コンサルタント(株)関西支社 (大阪府大阪市港区)	工業用水導水施設の河川および道路占用施設の撤去工事(以下「撤去工事」という。)に関し、年内の申請許可を受けるべく、河川管理者(国上交通省)及び道路管理者(大阪市)と協議を進めていたところ、撤去工事対象の沈砂池排砂室に近接して大阪ガスのガス管があることが判明するという不測の事態が起こったため、その対応について河川管理者等と協議を進めた結果、追加資料の作成が必要となった。 大阪市との協定に基づく撤去工事の工規等から、追加資料を短期間に作成し提出する必要があるため、競争契約手続き等を行ういとまがない。 三井共同建設コンサルタント(株)は、「工業用水導水路取水口撤去実施設計業務」の受注者であり、自ら作成した図面データ等に熟知し、短期間で河河川・道路協議に係る追加資料の作成が可能であることから上記業者と契約手続きを行うものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	3,056,400	2,592,000	84.8%		工業用水導水施設の河川および道路占用施設の撤去工事(以下「撤去工事」という。)に関し、年内の申請許可を受けるべく、河川管理者(国土交通省)及び道路管理者(大阪市)と協議を進めていたところ、撤去工事対象の沈砂池排砂室に近接して大阪ガスのガスでがあることがめ、その対応について河川管理者もと協議を進めた結果、追加資料の作成が必要となった。 大阪市との協定に基づく撤去工事の工期等から、追加資料を短期間に作成が必要となった。 大阪市との協定に基づく撤去工事の工期等から、追加資料を短期間に作成が必要となった。 大阪市との協定に基づく撤去工事の工期等から、追加資料を短期間に作成が必要となった。 三井共同建設コンサルタント(株)は、「工業用水導水路取水口撤去実施設計選先等を行ういとまがない。 三井共同建設コンサルタント(株)は、「工業用水導水路取水口撤去実施設計選系が上の受注熱知し、短期間で河川・道路協議に係る追加資料の作成が可能であることから上記業者と契約手続きを行うものである。	13	
布目ダム水力発電設備 修理 (奈良県奈良市北野山 町869-2 布目ダム管理 所) 平成26年08月26日~平成26年10月31日 電気工事	分任契約職 木津川ダム総 合管理所長 青山太洋 (三重県名張市下比奈知)	平成26年10月24日	(株)かんでんエンジニア リング (大阪府大阪市北区中之 島)	布目ダムに設置の管理用水力発電設備において、発電機の回転速度を安定的に調節する「調速機」の制御盤内の基板の一部が、経年劣化により、基板の交換・修理等を行うためには、作業に必要な技術資料の保有や設備である。また、管理用水力発電は、放流設備であり、維持法流を行うための重な設備である事や、管理用電力として使用し、余剰電力は、ダム管理用電力として使用し、余無に大きな効果を発揮している。以上から緊急に修理を行い、運転の再開を行うものである。(株)かんでんエンジニアリングは、当該設備製作納入業者の代理店であり、暗意と解していることから緊急に随意を等に熟知していることから緊急に随意を等に熟知していることから緊急に随意を等に熟知していることから緊急に随意を等に熟知していることから緊急に随意を等に熟知していることから緊急に随意を等に熟知していることから緊急に随意を等に熟知していることがら緊急に随意を等に熟知していることがら緊急に随意を等に熟知していることがら緊急に随意を等に熟知していることがら緊急に随意を等に発力である。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項二号及び三	4,147,200	4,050,000	97.7%		布目ダムに設置の管理用水力発電設備において、発電機の回転速度を安定的に調節する「調速機」の制御盤内の基板の一部が、経年劣化により故障したことによる運転停止が発生した。 基板の交換・修理等を行うためには、作業に必要な技術資料の保有や設備内容を熟知している事が必要である。また、管理用水力発電は、放流設備であり、維持法流を行うための重要な設備であり、維持法流を行うための重要な設備であり、維持法流を行うための重要な設備であり、大きな効果を発揮している。以上なら緊急に修理を行い、運転の再開を行うものである。 (株)かんでんエンジニアリングは、当該設備製作納入業者の代理店であり、当該設備に関する技術資料の保有や設出該設備に関する技術資料の保有等に熟知していることから緊急に随意契約を行うものである。	13	
室生ダム副ダム下流洗掘対策設計業務 (奈良県宇陀市榛原桧 牧地内) 平成26年07月15日~平成27年03月25日 設計業務	分任契約職 木津川ダム総 合管理所長 青山太洋 (三重県名張市下比奈知)	平成26年10月22日	(株)新洲 (滋賀県栗東市安養寺)	写) 室尾ダムの副ダム右岸糠壁基礎部を含む下流部が洗掘により、副ダム及び周辺施設に被害が拡大することが想定されるため早急に対策工事を行う必要があった。対策のための設計業務を行う早急に行う為、室生ダム副ダム右岸整備他設計業務(H7年度)を行った(株)新洲を選定し、緊急に随意契約を行うものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	3,888,000	3,196,800	82.2%	-	室尾ダムの副ダム右岸擁壁基礎部を含む下流部が洗掘により、副ダム及び周辺施設に被害が拡大することが想定されるため早急に対策工事を行う必要があった。対策のための設計業務を行う早急に行う為、室生ダム副ダム右岸整備他設計業務(H7年度)を行った(株)新洲を選定し、緊急に随意契約を行うものである。	13	

	•										
会計監査人による平成2 6事業年度会計監査契 約	契約職 副理事長 岩村 和 平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成26年10月7日	有限責任あずさ監査法人 (東京都新宿区津久戸 町)	本業務は、独立行政法人通則法第39条の規定により会計監査人の監査を受けるため、国土交通大臣に選任された会計監査人と監査契約を締結するものである。国土交通大臣による会計監査人の選任に当たっては、独立行政法人の長が監事の同意を得たうえで会計監査人の候補者名簿を提出し、その選任を求めることとされている。選任を求めるに当たっては、検補とされた監査法人に対し、監査法人に対し、監査法人に対し、監査方法立びに監査費用等を記載した会計監査人とは、かかる具体的な実施体制及び実施方法立びに監査費用等を記載した会計監査人選任企画書の提出を求め、定められた候補者選考基準に従って、当該企画書を審査した結果に基づき作成した候補者名簿を国土交通である(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	I	27,162,000	I	_	本業務は、独立行政法人通則法第39条の規定により会計監査人の監査を受けるため、国土交通大臣に選任されるできます。 国土交通大臣による会計監査人の選任に当たっては、独立行政法人の長が監事の同意を得たうえで会計監査人の候補者名簿を提出し、その選任を求めることとされている。選任を求めるに当たでは、候補とされた監査法人に対し、監査にかかる具体的な実施体制及び実施方法並びに監査費用等を記載した会計監査人選任企画書の提出を求め、当該立た候補者選考基準に従って、以前者とないに監査書の提出を求め、当該立た候補者選考基準に従って、対域に表計を表した結果に基づき作成したといるものである。	1	
地震記録データベース (CATFISH)更新業務	分任契約職 総合技術セン ター所長 進藤裕之 (埼玉県さいたま市桜区大字 神田)	平成26年10月7日	富士通エフ・アイ・ピー (株)	既存の地震記録データベースの更新業務であり、当該データベースは、富士通エフ・アイ・ピー(株)が製作・販売し、著作権を有するパッケージソフトウェア「CATFISH」を用いることから、ソフトウェアを改造する権利及び当該利用許諾を有する当該業者を契約の相手方とする。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第二号)	l	14,904,000	_	-	既存の地震記録データベースの更新業務であり、当該データベースは、富士通なフ・アイ・ピー(株)が製作・販売し、著作権を有するパッケージソフトウェア「CATFISH」を用いることから、ソフトウェアを改造する権利及び当該利用許諾を有する当該業者を契約の相手方とする。	19	
ポンプ用燃料購入(その 3) (軽油(JIS K 2204 2号) 16kL) (灯油(JIS K 2203 1号) 64kL)	分任契約職 千葉用水総合管理所長 子安幸雄 (千葉県八千代市村上)	平成26年10月20日	日通商事(株)東京支店 (東京都港区海岸)	洪水排水運転により、大和田機場及び印 旛機場のポンプ用燃料が減少しており、 引き続き排水運転を継続するため、可及 的速やかにポンプ用燃料の調達が必要 であったため、複数業者に見積りを依頼 し、納期迄に燃料を納入可能で、最も安 価な者を契約の相手方とした。(物品等の 調達に関する契約事務処理要領第4条 第2項第五号)	-	5,383,104	_	-	洪水排水運転により、大和田機場及び 印旛機場のポンプ用燃料が減少してお り、引き続き排水運転を継続するため、 可及的速やかにポンプ用燃料の調達が 必要であったため、複数業者に見積りを 依頼し、納期迄に燃料を納入可能で、最 も安価な者を契約の相手方とした。	13	
淀川大堰耐震補強工事 に係る委託契約	分任契約職 関西支社長 自 関茂治 (大阪府大阪市中央区)	平成26年10月30日	国土交通省近畿地方整 備局 (大阪府大阪市中央区)	本件業務が、平成16年4月1日付けで締結された淀川大堰等施設の管理に関する協定書第7条第1項の規定に基づき、平成26年10月6日付けで締結した淀川大堰耐震補強工事に関する協定書に基づく受委託契約であるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	1	9,880,920	-	-	本件業務が、平成16年4月1日付けで 締結された淀川大堰等施設の管理に関 する協定書第7条第1項の規定に基づ き、平成26年10月6日付けで締結した 淀川大堰耐震補強工事に関する協定書 に基づく受委託契約であるため。	1	
池田ダム作業船応急修理	分任契約職 池田総合管理 所長 加納茂紀 (徳島県三好市池田町)	平成26年10月9日	新居浜マリーナサービス (株) (愛媛県新居浜市垣生)	管理所所有の作業船の船体一部破損、アウトドライブの脱落があり、航行できない状況となった。上記業者は、船舶の販売、修理、点検の実績があり、船舶を熟知しているため速やかに適切な修理ができることから契約の相手方とした。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第五号)	_	1,638,675	_	-	管理所所有の作業船の船体一部破損、アウトドライブの脱落があり、航行できない状況となった。上記業者は、船舶の販売、修理、点検の実績があり、船舶を熟知しているため速やかに適切な修理ができることから契約の相手方とした。	13	

長者屋敷無線中継所予備発電設備外修理(岐阜県加茂郡八百津町久田見字長者屋敷1673-5長者屋敷無線中継所)平成26年8月16日~平成26年10月30日)	(愛知県名古屋市中区三の 丸)	平成26年11月5日	三菱電機プラントエンジニアリング(㈱中部本部(愛知県刈谷市神田町)	本工事は、長者屋敷無線中継所の予備発電設備等が落雷により故障したため、故障箇所の特定及び応急修理を行うものである。 長者屋敷無線中継所は、岩屋ダム、阿木川ダム、味噌川ダム等のダム管理データ等を中継したおり、運用を停止させる二とができない。当該設備は、長者屋敷無線中継所が停電した場合においても、通信施設等に電源を供給する重要設備である。今回、当該設備の構成部品が焼損し動作不能となり、代替措置も考えられない事から緊急の対策が必要となり、設備納入業者である左記業者と随意契約を行うものとした。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	2,797,200	2,592,000	92.7%	-	本工事は、長者屋敷無線中継所の予備発電設備等が落雷により故障したため、 放障箇所の特定及び応急修理を行うも のである。 長者屋敷無線中継所は、岩屋ダム、阿 木川ダム、味噌川ダム等のダム管理 データ等を中継しており、運用を停止させることができない。当該設備は、長者 屋敷無線中継所が停電した場合においても、中継所の機能が停止しないよう、 通信施設等に電源を供給する重要設備である。 今回、当該設備の構成部品が焼損し動 作不能となり、代替措置も考えられない 事から緊急の対策が必要となり、設備納 入業者である左記業者と随意契約を行 うものとした。	13	
矢木沢発電所 矢木沢 ダム関係道路(共用区間)除雪委託 (群馬県利根郡みなかみ 町藤原) 平成26年12月16日~平 成27年03月31日 その他の工事	分任契約職 沼田総合管理 所長 薬師寺公文 (群馬県沼田市上原町)	平成26年11月5日	東京電力(株)群馬支店 渋川支社 (群馬県渋川市石原)	矢木沢ダム管理用道路(共用区間)は、水資源機構と東京電力(株)との共同施設となっており、水資源機構としてダムの管理・運用のため、東京電力(株)として矢木沢発電所の管理・運用のために必要な道路である。本契約は、「矢木沢ダム関係道路の維持等に関する協定書」(昭和43年3月18日締結、昭和60年3月30日変更)第3条第1項(二)に基づき、東京電力(株)に矢木沢ダム管理用道路(共用区間)の除雪を委託するものであるため。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)	12,367,536	12,367,536	100.0%	-	矢木沢ダム管理用道路(共用区間)は、水資源機構と東京電力(株)との共同施設となっており、水資源機構としてダムの管理・運用のため、東京電力(株)として矢木沢発電所の管理・運用のために必要な道路である。本契約は、「矢木沢ダム関係道路の維持等に関する協定書」(昭和43年3月18日締結、昭和60年3月30日変更)第3条第1項(二)に基づき、東京電力(株)に矢木沢ダム管理用道路(共用区間)の除雪を委託するものであるため。	12	
矢木沢ダムコンクリート 状態調査 (群馬県利根郡みなかみ 町藤原) 平成26年10月04日~平 成27年03月25日 地質・土質調査	分任契約職 沼田総合管理 所長 薬師寺公文 (群馬県沼田市上原町)	平成26年11月14日	プロファ設計(株) (群馬県伊勢崎市下触 町)	「ダム総合点検実施計画」に基づき、矢木 沢ダムでは平成25~26年度にダム総合 点検を実施することとなっており、専門 からの意見聴取及び助言を踏まえて作成 した点検計画に基づき、調査を実施し、健 全度評価、維持管理方針を取りまとめる 必要がある。本方矢木沢ダムのコであるが、平成26年7月には一般競争(総1五) リートの状態を現地調査の手がもものであるが、平成26年7月には一般競争(総1五) 「中下が10元がいずれも入札の日であるが、平成26年8月には指名調査争入札に付したがいずれも入札の日12月から積雪により調査できなくなることから、通常の契約手続きに付した場合は現日であいら積雪により調査できなくなることから、通常の契約手続きに付した場合は現日を 地域を関連するものである。 通常の契約手続きに付した場合は現日 中にずム後できず、平成26年度中にずム後の実施が必要であるため、(エ事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	16,588,800	15,984,000	96.4%	-	「ダム総合点検実施計画」に基づき、矢 木沢ダムでは平成25~26年度にダム総 合点検を実施することとなっておい。専門 家からの意見聴取及び助言を踏まえ実施 し、健全度評価、維持管理方。当該査を実施 とめる必要がある。本業務は、点検計画 に定めた調査項目のうち矢木沢ダムの コンクリートの状態を現地調査を設計画 に定めた調査項目のうち矢木沢ダムの つンクリートの状態を現地調査般競争 (総合評価落札方式)、平成26年8月に は指名競争入札に付したがいておるが、平成26年7月には一般競争 (総合評価落札方式)、平成26年8月に は指名競争入札に付したがいずれも入 札不調であった。矢木沢ダムにおさなくな もことから、通常の契約手続きに付した 場合は現地調査履行期間が確保できず、平成26年度中に調査、健全度調査、 維持管理方針の取りまとめ総合点検を デ、平成26年度中にダム総合点検を 完了させるため、早急な調査の実施が 必要であるため。	13	

御嶽山噴火緊急対策牧 尾ダム監視カメラ設置工 事 (長野県木曽郡王滝村 内) 平成26年10月10日~平 成26年11月28日 電気工事	分任契約職 愛知用水総合 管理所長 石村 忍 (愛知県愛知郡東郷町)	平成26年11月12日	朝日電気工業(株) (愛知県名古屋市中村区 本陣通)	御嶽山噴火に伴い、牧尾ダムに流入する河川に大量の火山灰等の噴出物が堆積しているが、降雨等の影響により、その堆積物が、貯水池に流入することが想定されるため、貯水池内への流入部及び土砂撤去工事の映像を監発し、適切なダム管理及び万一の災害発生時に迅速な対応がとれるよう設置するものである。依頼先の選定に際して、朝日電気工業(株)は、工事現場近傍に国土交通省の監視カメラを複数設置し、地域の状況に精通しており、また、機構発注の同種工事の学行うものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	5,065,200	4,968,000	98.1%	-	御嶽山噴火に伴い、牧尾ダムに流入する河川に大量の火山灰等の噴出物が堆積しているが、降雨等の影響により、その堆積物が、貯水池に流入することが想定されるため、貯水池内への流入部及び土砂撤去工事の映像を監視し、適切なダム管理及び万一の災害発生時に迅速な対応がとれるよう設置するものである。依頼先の選定に際して、朝日土交通省の監視カメラを複数設置し、地域の状況に精通しており、また、機構発注の同種工事の受注実績もあることから緊急に随意契約を行うものである。	13	
割木警報局浸水被害復旧工事 (高知県長岡郡大豊町 葛原ヨカノナ1217-2 割 木警報局) 平成26年08月06日~平成27年01月30日 電気工事	分任契約職 池田総合管理 所長 加納茂紀 (徳島県三好市池田町)	平成26年11月11日	(株)ケーネス四国支店 (香川県高松市松福町)	本件は、早明浦ダムの割木警報局において浸水被害が発生し、放流警報装置が動作不能となったため、早急に復旧を行うものである。左記業者は、本設備の納入業者であり、当該設備の機器構成及び設置状況等を熟知している。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	5,637,600	5,508,000	97.7%	_	本件は、早明浦ダムの割木警報局において浸水被害が発生し、放流警報装置が動作不能となったため、早急に復旧を行うものである。左記業者は、本設備の納入業者であり、当該設備の機器構成及び設置状況等を熟知している。	13	
今宿第二舟溜航路他維持工事 (茨城県行方市行方地 先) 平成26年08月27日~平成26年12月01日 しゆんせつエ事	分任契約職 利根川下流総合管理所長 福井正泰 (茨城県稲敷市上之島)	平成26年12月1日	松原建設(株) (茨城県稲敷市西代)	今宿第二舟溜出入口付近に堆砂が生じ 船舶の出入りができない状況であること、 及び麻生西部揚排水樋管前に堆砂が生 じ、取水に支障をきたしていることから、 航路及び通水断面を確保する必要があ るため、過年度において、舟溜航路等の 維持工事の受注実績があり霞ヶ浦におけ る浚渫工事に精通していること、また、浚 渫機械を自社で所有しており早急に工事 に着工が可能であるため緊急に契約締 結を行ったものである。。(工事請負契約 の事務処理要領第5条第4項第三号)	39,808,800	33,804,000	84.9%	-	今宿第二舟溜出入口付近に堆砂が生じ 船舶の出入りができない状況であるこ と、及び麻生西部揚排水樋管前に堆砂 が生じ、取水に支障をきたしていること から、航路及び通水断面を確保する必 要があるため、過年度において、舟溜航 路等の維持工事の受注実績があり霞ヶ 浦における浚渫工事に精通しているこ と、また、浚渫機械を自社で所有してお り早急に工事に着工が可能であるため 緊急に契約締結を行ったものである。	13	
牧尾ダム緊急水質調査 (長野県木曽郡木曽町 三岳及び王滝村地内) 平成26年10月02日~平成27年03月25日 水質調査	分任契約職 愛知用水総合 管理所長 石村 忍 (愛知県愛知郡東郷町)	平成26年12月26日	(株)土木管理総合試験 所 (長野県松本市大字島 立)	平成26年9月27日の御嶽山噴火に伴い、 牧尾ダムに火山灰混じりの白濁水の流入 が確認されたが、長期的に貯水池の水質 が悪化することが予想されるため、施設 管理者として早急かつ継続的に貯水池の 水質変化を調査・確認する必要がある。 依頼先の選定に際して、(株)土木管理総 合試験所は、今年度の定例の水質調査 業務を受注し、現地の状況に精通してい ることから緊急に随意契約を行うものであ る。(工事請負契約の事務処理要領第5 条第4項第三号)	6,015,600	5,940,000	98.7%	-	平成26年9月27日の御嶽山噴火に伴い、牧尾ダムに火山灰混じりの白濁水の流入が確認されたが、長期的に貯水池の水質が悪化することが予想されるため、施設管理者として早急かつ継続的に貯水池の水質変化を調査・確認する必要がある。依頼先の選定に際して、(株)土木管理総合試験所は、今年度の定例の水質調査業務を受注し、現地の状況に精通していることから緊急に随意契約を行うものである。	13	

	分任契約職 日吉ダム管理 所長 稲葉 悦雄 (京都府南丹市日吉町)	平成26年12月8日	(株)坂本建設 (京都府南丹市園部町)	台風11号及び前線による出水の影響により、世木林管理用道路の法面崩落箇所の復旧及び及び梅ノ木谷管理用道路の堆積土砂撤去を行うものである。同管理用道路は、流木処理作業時の揚陸施設であるが、車両の通行が不可能な状態であり、流木処理の遅延が、ダム本体、選択取水設備の損傷等の被害を招く恐れがあり、早急に復旧を行う必要があることから、「貯水池周辺維持管理工事」を受注し、当該地区で速やかに作業に取りかかる体制にあり、かつ現場を熟知している当該業者と随意契約を締結するものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	18,057,600	17,699,040	98.0%		台風11号及び前線による出水の影響により、世木林管理用道路の法面崩落箇所の復旧及び及び梅ノ木谷管理用道路の 切堆積土砂撤去を行うものである。同簡 設として使用するダム管理上重要な施設として使用するダム管理上重要な施設であるが、車両の通行が不がまであり、流木処理の遅延が、ダム本体、選択取水があり、早急に復旧を行う必要があることから、「貯水池周辺維持管理工事」を受注し、当該地区で速やかに乗勢知ることから、「貯水池周辺維持管理工事」を受注し、当該地区で速やかに場を熟知している当該業者と随意契約を締結するものである。	13	
大山ダム水質観測設備 障害復旧 (大分県日田市大山町 西大山2008-1 大山ダ ム管理室) 平成26年8月21日~平 成26年12月15日 電気工事	分任契約職 筑後川局長 工藤 啓 (福岡県久留米市東町)	平成26年12月11日	(株)中央精機 (熊本県熊本市南区良 町)	大山ダム選択取水ゲート室に設置している水質観測設備の濁度計及び検出部ケーブルの不具合に対する緊急復旧作業のため、本設備納入業者であり、現場やシステム構成等に精通し、迅速かつ適切に対応が可能である当該業者と随意契約を締結するものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	4,298,400	4,287,600	99.7%	-	大山ダム選択取水ゲート室に設置している水質観測設備の濁度計及び検出部ケーブルの不具合に対する緊急復旧作業のため、本設備納入業者であり、現場やシステム構成等に精通し、迅速かつ適切に対応が可能である当該業者と随意契約を締結するものである。	13	

[記載要領]

- 1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
- 2. 本表は、平成22度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
- 3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
- 4.「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」 ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」

 - ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随意契約事由	類型区分
競争性のない随意契約によらざるを得ない場合	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
八 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
ニ その他	
(4)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若し〈は水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(川)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(二)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(^)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12